

名西消防組合消防本部及び石井消防署  
新庁舎整備基本計画

令和5年8月  
改訂版

名西消防組合消防本部

## 目 次

第1章	計画の目的	．．．．1
第2章	現状と課題	．．．．2
	1 消防庁舎の現況	
	2 現消防庁舎の課題	
	3 新消防庁舎建設検討の経緯	
第3章	新庁舎の整備方針	．．．．5
	1 庁舎整備基本方針	
	2 計画地とその状況	．．．．6
	3 庁舎の規模と配置計画	．．．．9
	4 施設づくりの考え方	．．．12
	5 各諸室の考え方	．．．14
	6 庁舎以外の考え方	．．．26
第4章	庁舎建設スケジュール案	．．．27

## 1章 計画の目的

名西消防組合は、昭和54年4月1日、石井町、神山町の2町により「名西消防組合」として発足し、その後、人員、施設、装備等の消防力の充実強化を進め、住民の安全・安心の確保に努めてきたところです。

近年の消防行政を取り巻く環境は、急激に進む少子高齢化等による人口減少により、財政状況が一段と厳しさを増しているところですが、南海トラフ巨大地震や線状降水帯による大規模な災害発生が危惧されていることから、不測の事態を想定した人命保護を最優先とする危機管理対策を講じ、災害や救急等の出動体制を維持することは必要不可欠であり、複雑多様化する消防需要に即応するため、将来を見据えた消防力の計画的な整備が重要な課題となっています。

その中核となる名西消防組合消防本部及び石井消防署の敷地及び庁舎は、昭和54年に鉄筋コンクリート造2階の建物として建設し、石井町から無償で貸与されました。その後、仮眠室、通信室、救急隊室の増築、平成22年に軽微な耐震工事を行い、今日まで44年にわたり住民の生命・身体・財産を守ってきましたが、現在、建物本体の老朽化が進んでおり、雨漏りや設備の破損・故障等の不具合も頻繁に発生する状況であります。

また、石井町防災計画では、消防本部及び石井消防署は浸水想定区域内にあることから災害発生時に応急対策の拠点としての機能を適切に発揮できない恐れがあることが懸念されている状況であります。加えて、大規模災害発生時、緊急消防援助隊など受援のための施設や男女共同参画社会に対処するため、女性消防職員に配慮した施設整備を行う必要があります。

これらのことから、迅速な出動体制を確保し、常備消防の機能強化を図るため、名西消防組合消防本部及び石井消防署の建設に向けた基本的な計画を提示するものです。

## 2章 現状と課題

### 1 消防庁舎の現況

敷地	石井町高川原字高川原66-5.66-8.66-12.69-4の一部（町有地内）
	448.74㎡+938.84㎡（訓練棟） 1,387.58㎡ （実利用敷地 1,818.82㎡）
用途地域	第2種中高層住居専用地域
建物	構造 鉄筋コンクリート造2階 延床面積732.46㎡（増築分含む）
建築年	昭和54年3月

### 2 現消防庁舎の課題

#### （1）敷地、施設の老朽化と狭隘化

現消防本部、消防署の敷地は、石井町からの無償貸与により利用しているが、石井町防災計画では、浸水想定区域内にあることから災害発生時に応急対策の拠点としての機能を適切に発揮できない恐れがあることが懸念されている状況であります。

また、現庁舎は、昭和54年に建設され44年が経過していることから、全体的に老朽化が進んでおり、雨漏りや設備の破損・故障等の不具合も頻繁に見られるようになってきていることに加えて、狭隘化により大規模災害発生に伴う援助隊の受援や活動拠点としての機能が十分に果たせないと懸念されます。

また、消防車両の大型化により車庫スペースが狭隘化したことに伴い、所有台数の半数以上が屋外に駐車を余儀なくされ、夜間時や荒天時の出動準備にも支障をきたしている上、緊急車両の出動時には、敷地内の町施設や本庁への一般来庁者等の車両動線及び駐車場が重複しているため、事故防止を図る必要もあり、来庁者の車両が多い時には車両の回転スペースの確保に支障をきたしている状況であります。

このことから、迅速な出動体制を確保し、常備消防の機能強化を図る必要があります。

#### （2）女性の働きやすい職場環境の状況

近年では、女性消防吏員が全国各地で活動していますが、現庁舎には女性に対応できる設備が十分整っていないことから、公平な配属が厳しい状況であります。

そのため、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法に即して、男女が共同参画社会に対応できるよう、女性消防吏員に配慮した職場環境の整備が必要です。

#### （3）バリアフリーの整備状況

高齢者や障害者等に配慮したエレベーターや、段差の少ないバリアフリーへの対応はできておらず、非常に不便をかけている状況です。

そのため、高齢者や障害者の移動が円滑に行える施設の整備が必要です。

#### （4）訓練施設について

訓練施設においては、庁舎から北側に約80m程度離れた職員駐車場と併設されており、訓練中において緊急出動の遅延に繋がる恐れがあります。また、職員駐車場としても利用していることから、消防車両等を使用する実戦を想定した訓練が、限られたスペースでしか行えない状況です。

現在の訓練棟足場への移動は、垂直の階段を利用するしか方法がなく、訓練資器材の携行や訓練中での疲労時には、より安全な移動方法が求められます。

また、消火活動訓練においては、職員の経験不足を補うため多角的な訓練の実施が必要で

すが、敷地内では限定的な訓練の実施となっており、放水訓練は救急隊を署内待機させ少数人数での出向訓練を実施していますが、救急隊出動時には、訓練中止を余儀なくされる状況であります。消防機関の質的充実を図るうえで、訓練施設の整備は必須の項目です。

#### (5) 研修場所、会議室、ミーティングスペースの不足

現庁舎の小会議室については、石井消防署の事務所として代用している状況であり、大会議室は、一部を女子更衣室及び書庫として活用していることから、残されたスペースで来庁者の各種受付業務や事業者との事前協議等が頻繁に行われる上、情報保護の観点から一組しか利用できず、同スペースを利用して実施する職員の各種訓練や会議、消防団員や一般住民に向けた救急法講習会等が重複するときや、大人数での利用のときは、隣接する町施設の会議室を借用して頻繁に実施している現状であります。

また、近年各種会議は、新型コロナウイルス感染症の影響や出張時間の短縮などの利便性が高いことからウェブ会議での開催が増加していますが、会議室等スペースの不足により執務室で参加している状況であります。

消防業務のさらなる充実を図るうえで、会議室、打合せ室等の不足を改善する必要があります。

#### (6) 維持コストの増加及び地球温暖化対策

現庁舎は、老朽化や狭隘化による修繕回数の増加や気密性低下により、光熱費管理・運営コストが大きくなっています。

また、光熱費等管理・運営コスト削減は、温室効果ガス排出抑制にもつながることから、地球温暖化対策としての意義からも運営コスト削減を図る必要があります。

#### (7) 仮眠室について

現在の仮眠室は、出入り口をカーテンで仕切られた上部開放型の半個室ですが、交替制勤務の職員の仮眠時間は、職員によって時間帯も異なり、深夜仮眠室への出入りも1時間おきに繰り返され、仮眠しにくい状況であります。また、通気面、採光面で環境が悪く、雨漏りやカビが発生している状況であります。感染症対策面からも仮眠室の完全個室化が必要です。

#### (8) 出動準備室について

出動時の装備品を収容するロッカーは、建設当初からの物が大半を占め、個人装備の増加により収納力が不足している現状であり、無線機の保管場所、現場確認のための地図、出動隊員の把握等を通信室で行うため、情報収集の要である通信室が繁雑となり効率的な業務運営に支障が出る恐れがあります。

#### (9) 食堂、待機室について

利用人数の割に狭隘で、内壁や天井の塗装の剥離が見られ非衛生的で食器や調味料等の収納スペースや棚が少ない状況であります。

また、非常召集により参集された職員の待機室及び仮眠室を設けていないため、食堂や通信室を利用しますが、業務運営に支障が出る恐れがあります。

#### (10) 倉庫、書庫の不足

災害特性に応じた資器材及び永年保存の書類の増加により、保管スペースが不足することから、他の機能に支障が出ている状況であります。

### 3 新消防庁舎建設検討の経緯

現庁舎をとりまくさまざまな課題を検討してきましたが、今後の消防行政を見据え、要求される庁舎機能や訓練施設を現庁舎で改修することは、敷地面積からも極めて困難であります。

また、消防庁舎は、地震を含めたあらゆる災害に対して最後の砦となるために、耐震性だけでなく相当の風水害にも対応する必要があり、敷地が狭隘でかつ浸水想定区域内である現所在地での建て替えが極めて困難であることを考慮すると、先述の課題に対応できる新たな場所または現敷地を拡張し、嵩上げ等の止水対策を講じた上で新庁舎を建設することが不可欠であると判断し、新消防庁舎建設を具体的に検討するに至りました。

## 3章 新庁舎の整備方針

### 1 庁舎整備基本方針

#### (1) 災害対応拠点となる施設

- ・防災拠点としての高い耐震性を保有するとともに、大規模災害時においても自立し長期事業継続が可能な庁舎とします。
- ・浸水等により消防活動拠点としての機能が失われないために、敷地の嵩上げや庁舎の構造、設備の配置とします。
- ・所有する車両をすべて収容できるものであり、将来の車両増加にも対応できるスペースを確保します。
- ・大規模災害が発生した場合、迅速・的確・効率的に活動が行えるように、必要な施設・設備を整備して広域応援、受援体制を整えます。
- ・庁舎と車庫棟の建設を2期に分け、庁舎建設後旧庁舎からの移転、旧庁舎及び関連施設を解体後、車庫棟の建設するなど業務の継続を維持します。
- ・将来の消防機能の多様化に対応する空間構造とします。
- ・適切な動線計画により、効率的で迅速な業務遂行が可能な庁舎とします。
- ・自家用給油取扱所の整備により、公用車、発電機の燃料を確保します。

#### (2) 地域の防災拠点となる施設

- ・防災教育や社会見学に適した施設とします。
- ・消防団や地域防災活動の拠点として利用できる会議室や倉庫を整備し、併せて消防団の訓練に活用できる施設とします。
- ・受援時の援助隊用厨房を整備し、平常時には施設用途を一般住民が利用できる施設とします。
- ・ユニバーサルデザインを採用し、住民が利用しやすい施設とします。
- ・職員・来庁者のプライバシーの確保、感染防止を考慮した施設とします。

#### (3) ランニングコストやライフサイクルコストの低減に考慮した施設

- ・太陽光発電、自然換気を促す室内レイアウト等による積極的な自然エネルギーの利用と活用を図ります。
- ・施設設備の省エネルギー化及び省コスト化を図る施設とする。(LEDや人感照明等の導入)
- ・極力職員自身での掃除等のメンテナンスが可能な施設とする。
- ・電気・水道などの社会的インフラが破壊されても機能できる設備を整備します。
- ・貯水槽(1週間分)、防火水槽、井戸の設置により飲料水、生活用水、消防用水を確保します。
- ・環境負荷の低減を含めライフサイクルコストの低減に努めます。
- ・24時間使用される庁舎の特性に鑑み、省エネルギー特性に配慮し、ランニングコストの縮減を図ります。

## 2 計画地とその状況

### (1) 計画地の概要

計画地は、現庁舎と石井町農業研修センターの所在地である石井町高川原字高川原66-5、66-8及び66-12を含めその東に位置します。(新庁舎整備構想より)

南側は、県道平島国府線に面し、国道192号線及び県道30号線に結ばれ、石井町のほぼ中央部に位置するとともに、現庁舎所在地の東隣に位置するため、アクセス面、業務上の騒音においては、管内住民の理解を得やすい環境であると考えられます。

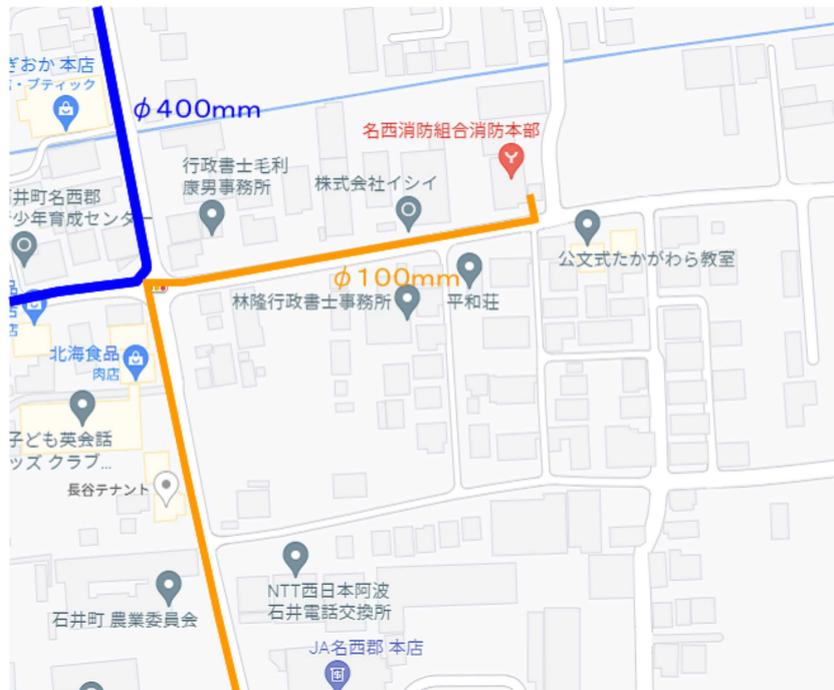
ただし、石井町防災計画では、浸水想定区域内にあることから計画地の嵩上げが必要です。

### (ア) 計画地の用途制限

所 在	字高川原66-1	字高川原65-1	字高川原66-5、66-8、66-12	現町道
敷地面積	1,385㎡	516㎡	約1,776㎡	約 114 ㎡
用途地域	第2種中高層住宅 専用地域	左記に同じ	左記に同じ	
建ぺい率/容積率	60%/200%	左記に同じ	左記に同じ	
地 目	田	左記に同じ		



(イ) 上水道整備状況



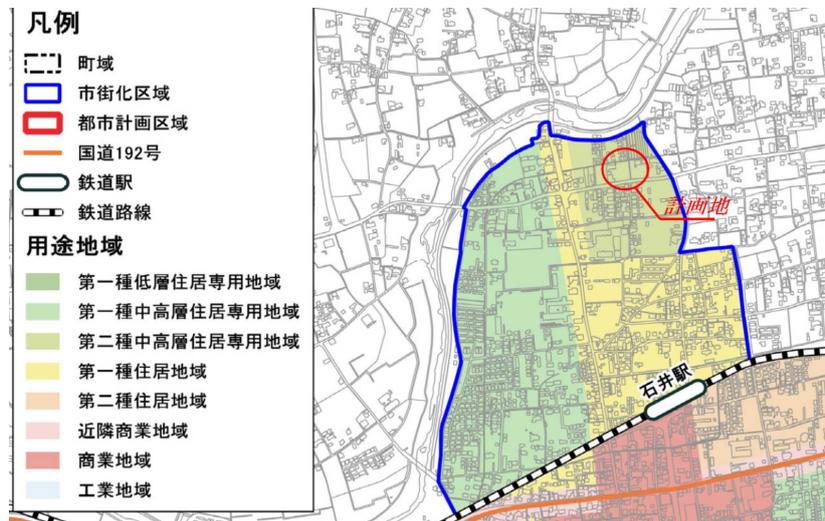
(ウ) 計画地航空写真



(エ) 石井町防災ハザードマップ



(オ) 都市計画区



(カ) 埋蔵文化財

- ・当該計画地に該当なし

### 3 庁舎の規模と配置計画

#### (1) 計画対象職員数

消防本部	9名 + 8名
石井消防署	33名
合計	50名

※条例定数57名から神山消防署配置職員数(15名)を除き、条例外職員1名・兼務職員7名の執務面積を追加

#### (2) 敷地・庁舎の規模(新庁舎整備構想より)

ア 敷地面積 約3,791㎡

イ 用途 消防庁舎

ウ 規模 (ア) 庁舎延床面積 約1,900㎡

(イ) 車庫棟面積 約670㎡

(ウ) 訓練棟建築面積 約175㎡(訓練棟間面積含む)

※ 各建築物については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に該当しない規模とする。

エ 構造 (ア) 庁舎 鉄筋コンクリート造(耐震)

(イ) 車庫棟 鉄骨造

(ウ) 訓練棟 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造

#### (3) 主な施設概要及び諸室

施設	諸室
署本部共有	①署長室・受付・署事務室・給湯室・書庫・倉庫・防災室兼会議室・相談室(打合室)・トレーニング室・乾燥室・男性用仮眠室(便所・洗濯・乾燥・脱衣室・浴室・洗面所含む)・女性用仮眠室(便所・洗濯・乾燥・脱衣室・浴室・洗面所含む)・除染室・出動準備室・車庫・機械室兼作業室・救急資器材庫・消防資器材庫・救助資器材庫・洗浄洗濯室・乾燥室・ボンベ保管庫・リネン室・油庫・通信室・通信機械室・ポンプ室・ボイラー室・多目的室・受援用厨房・女性更衣室・電気室・緊急援助隊用備品庫 ②消防長室・本部事務室・OA室・男性更衣室・災害対策室兼消防団研修室 ③職員用出入口・休憩室(召集者待機室)・エントランスホール・エレベーター・階段・通路・便所・多機能型便所・食堂・厨房
訓練(場)施設	訓練棟主棟(高層訓練棟・火災訓練室・縦穴訓練・横坑訓練・訓練用消防設備・応用訓練)・訓練棟副棟(都市型救助・応用訓練)・屋外訓練場・放水膜
付帯施設	自家用発電設備・自家用給油取扱所・飲料水用貯水槽(1週間分)・防火水槽・無線塔・太陽光発電装置・太陽熱温水器・駐輪場・職員用駐車場・来庁者用駐車場・ホースタワー・消火栓・飲料水用井戸・ごみ置場・喫煙所・国旗等掲揚塔・出動・案内掲示版・ヘリコプター離発着場・避雷針・高所カメラ

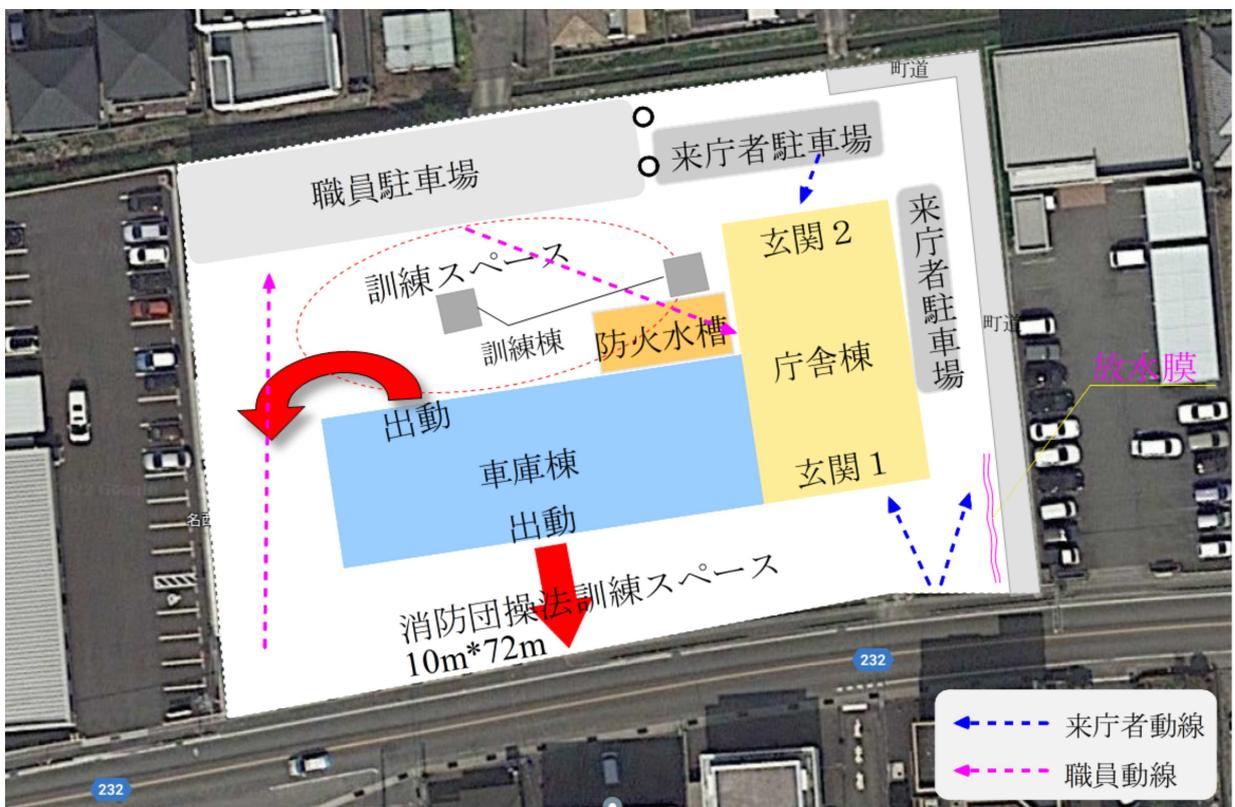
#### (4) 配置計画

##### ア 敷地ゾーニング

敷地ゾーニングについては、以下の項目に留意し施設配置及び接道等周辺環境と整合を図る必要があります。

- ・ 出動車両と来庁者車両の動線を交錯しないようにします。
- ・ 来庁者の駐車場・駐輪場と庁舎玄関をできる限り近接するようにします。
- ・ 車庫棟、庁舎棟の南側の車両転回スペース又は、建物北側において消防団操法訓練を行うことができるスペースを設けます。
- ・ 駐車場は、受援時を考慮し各々の駐車スペースには車止めを設けず、職員駐車場と来庁者駐車場は移動可能なポール型車止めにより区分します。

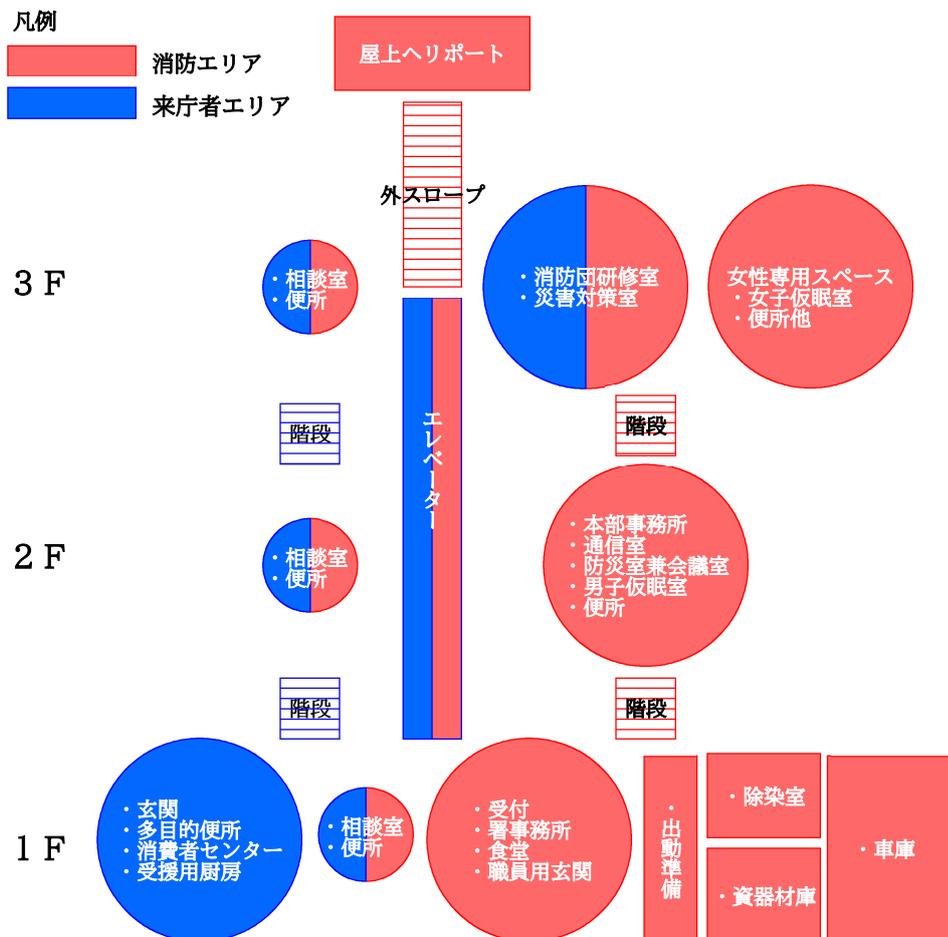
##### (動線案)



## イ 庁舎ゾーニング

庁舎は、自然災害発生時及び敷地面積の関係から3階建てを基本として階の構想を考えます。また、庁舎のゾーニングについて以下の項目に留意し来庁者や平時の職員、緊急時の職員が互いに行動の妨げにならないよう整合を図る必要があります。

- ・来庁者の動線は、玄関及び駐車場からできるだけ短い距離で目的の施設に到着できるようにします。
- ・平時の職員は、来庁者の動線を妨げることなく速やかに業務ができるようにし、主として職員の利用を想定した通路、階段を設けます。
- ・緊急時の職員の動線は、出動するにあたっての事務室、仮眠室又は訓練施設から速やかに出動できるようにします。
- ・帰署するにあたって、感染防止の処置が必要な職員とその他の職員が動線を分けて行動できるようにします。
- ・緊急出動時及び夜間は受付に職員が不在となることから、必要な箇所の施設が一括管理できるようにします。



## 4 施設づくりの考え方

### (1) 防災拠点としての考え方

- ア あらゆる災害に対応できる機能・安全性を持ち、大規模災害においても自立して業務継続可能な庁舎（BCP庁舎）とします。
- イ 大地震動に対する構造体の耐震安全性については、官公庁の総合耐震・対津波計画基準に準拠し次のとおりとします。
  - ・耐震安全性の分類をⅠ類とします。
  - ・建築非構造部材の分類をA類とします。
  - ・建築設備の分類を甲類とします。
- ウ 防災拠点施設として高い耐震性を有することとします。
- エ 庁舎棟及び車庫棟の1階開口部は、容易に浸水しないよう止水できる構造とします。
- オ 非常時自家用発電装置の3日間以上の稼働を確保し、燃料補給を行うことにより1週間の連続運転を可能とします。なお、非常用発電から電気が得られるコンセントの位置とそこで使用可能な電気機器の容量を確認し、各コンセントで使用する機器を予め設定します。
- カ 敷地内に消防が所有する公用車用の自家用給油設備を設置し、ガソリンタンク容量（約600リットル）及び軽油タンク容量（約600リットル）を確保します。給油機には屋根を設け、夜間給油を可能にするため照明設備を設けます。
- キ 災害時における災害対策本部その他各施設との通信手段の確保のため、停電に左右されない電話回線を設置します。
- ク 緊急、災害時におけるヘリコプター等での搬送や輸送に際し、目標となるヘリサインを庁舎屋上に標示をします。
- ケ 災害時における職員のトイレ対策を考慮した施設づくりとします。
- コ 受援時の厨房施設を備え、平時は住民が利用できる施設とします。
- サ 貯水槽（1週間分）、防火水槽、井戸の設置により飲料水、生活用水、消防用水を確保します。
- シ 適切な動線計画により、効率的で迅速な業務遂行が可能な庁舎とします。
  - ・外部 出動に関する動線、訓練施設からの動線、来庁者との動線など
  - ・内部 執務中の出動にかかる動線、仮眠室からの出動動線など
- ス 将来の消防機能の多様化に対応する空間構造とします。

### (2) 住民利用としての考え方

- ア 防災教育や社会見学に適した庁舎とします。
- イ 住民の安心安全を守る防災のシンボルとなるような庁舎とします。
- ウ 住民利用動線と消防活動動線とが交わらないよう区画を明確に区分し（ドア・壁や床の色分けなど）、安全に配慮した配置計画とします。
- エ ユニバーサルデザインを採用し、住民が利用しやすい施設とします。

### (3) 環境への考え方

- ア 24時間使用される庁舎の特性に鑑み、省エネルギー特性に配慮し、自然エネルギーの利用と活用を積極的に図り、自然環境への負荷の低減に努めます。
- イ 施設整備費及び長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの低減に向けた各種の工夫を盛り込むよう考慮します。
- ウ LED照明、節水型便器など省エネルギー設備を採用するとともに、トイレや共用部には、人感センサーの導入により節電を図ります。

#### (4) 景観の考え方

- ア 周辺と調和する景観の形成に努めます。
- イ 空調機の室外機等は集約し、ルーバー等で周囲を修景します。

#### (5) 設備計画の考え方

電気・水道などの社会的インフラが破壊されても機能できる設備を整備します。

- ア 給水管、ガス管の地中埋設は極力控え、やむを得ず地中配管とする場合は電食等に耐える材料とします。
- イ 庁舎内の空調は、高効率空調設備とします。
- ウ 冷房区画、暖房区画を明確にします。
- エ 館内放送設備は、停電時にも緊急放送が可能な非常電源内蔵型とします。
- オ 館内地区別放送が可能なようにルート分けを検討します。
- カ 机のレイアウトは来庁者に背を向けないように配慮します。
- キ 電話、テレビ、デジタル無線の設置のための配管、配線工事を行います。
- ク ストレッチャー積載可能なエレベータを1基設置します。
- ケ 庁舎内部及び外部に防犯カメラ及び立入センサーを適宜配置します。
- コ 近隣の火災や訓練用水、災害時の飲料水以外に対応するため、40立法メートル以上の防火水槽を設け、標識柱を設置します。
- サ 設備機器の更新や資機材の増加に柔軟に対応できることを念頭に計画します。
- シ 訓練棟無線用機械室から通信室までの無線用ケーブル等の空配管を埋設する場合は、点検口を適所に設置します。
- ス 下水道が未整備であることから合併浄化槽を配置し、災害による排水不全にも対応できるよう計画します。

## 5 各諸室の考え方

### (1) 庁舎棟

諸室	用途	補足事項
エントランスホール	総合案内・掲示板を設けた庁舎の主要出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風除室を設けます。</li> <li>・受付室を設けます。</li> <li>・カラー液晶画面付きインターフォンを設けます。</li> <li>・一括施錠可能とすること</li> <li>・人感センサー付き照明を取り付けます。</li> </ul>
第2玄関	受援時厨房利用者の出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防側庁舎内とは扉で区画し、通路を設けます。</li> <li>・利用者用トイレを隣接します。</li> </ul>
職員用出入口	職員の出入に使用します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者との動線区分のため設置します。</li> <li>・人感センサー付き照明を取り付けます。</li> </ul>
エレベーター	来庁者及び患者搬送時に利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストレッチャーの収容が可能とし、3階まで移送可能とします。</li> </ul>
階段・通路	署員・来庁者が利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段は、職員用、来庁者用に分けます。</li> <li>・手摺りや床面の滑り止めを施すなど、安全に配慮します。</li> <li>・人感センサー付き照明を取り付けます。</li> </ul>
消防長室	執務・応接室として使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務机、8名程度の応接が可能な家具類、キャビネットを整備します。</li> <li>・本部事務室に隣接します。</li> </ul>
本部事務室	執務・来庁者の対応として使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然採光を積極的に取り入れ、照明負荷の削減に考慮した計画とします。</li> <li>・床はフリーアクセスフロアとします。</li> <li>・2階に配置し、16名程度が執務に必要な机、キャビネット、書架、カウンター、相談スペース等を適正に配置します。</li> <li>・事務室と出勤準備室を結ぶ動線の経路や幅員を優先的に考えた配置とします。</li> <li>・部署ごとに配列する場合や将来的な職員増も考慮し、ゆとりを持ったスペースとします。</li> </ul>
OA室	サーバー等保守管理が必要な機器を集約します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水を考慮した階に設けます。</li> <li>・停電に左右されないよう電力供給を必要とします。</li> <li>・換気口を設置します。</li> <li>・出入口は施錠可能とします。</li> <li>・全体工事の中でコスト調整する前提で、床については免振構造のフリーアクセスを検討すること。</li> </ul>

受付室	来庁者等の受付、案内対応として使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員2名程度が執務可能なスペースとします。</li> <li>・電話、館内放送設備、インターネット環境を整備します。</li> <li>・署事務所に隣接します。</li> </ul>
署事務室	執務・来庁者の対応として使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然採光を積極的に取り入れ、照明負荷の削減に考慮した計画とします。</li> <li>・受付室に隣接します。</li> <li>・1階に配置し、床はフリーアクセスフロアとします。</li> <li>・フリーデスク仕様とし、15名程度の職員が効率的に執務可能とします。</li> <li>・事務室と出勤準備室を結ぶ動線の経路や幅員を優先的に考えた配置とします。</li> <li>・キャビネット、書架、カウンター、相談スペース等を適正に配置します。</li> </ul>
署長室	執務・応接室として使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執務机、4名程度の応接が可能な家具類、キャビネットを整備します。</li> <li>・署事務室に隣接します。</li> </ul>
給湯室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各階に設けます。</li> <li>・各事務室に近接し、2階給湯室は仮眠室にも近接するよう配置します。</li> <li>・冷蔵庫、電子レンジ用の専用コンセントを設置します。</li> </ul>
書庫	永年保存書類、各台帳などを保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可動式の書棚を設けます。将来の保管を考慮し、十分な広さを確保します。</li> <li>・可動式書架を収納できる床の耐荷重を設計します。</li> </ul>
倉庫		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各階、数か所設けること。</li> <li>・配置に際しては、スペースの有効活用に努め、階段下などについても検討を行います。</li> </ul>
相談・打合室	調書作成聴取、相談、協議などに使用 利用状況によりWEB研修等に利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事務室に近接し各2箇所設置します。</li> <li>・間仕切り壁は、遮音性を有する構造とします。</li> <li>・6名程度の応接が可能な机を配置します。</li> <li>・少数でのWEB研修等にも利用できるよう整備します。</li> </ul>
多目的室	各種訓練等に使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の各種訓練に使用します。</li> <li>・訓練用資器材が保管できる強固な棚を設置します。</li> </ul>
食堂・厨房	職員が、食事及び調理等に使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂は、一度に25名程度の職員が食事できるスペースとし、厨房は、2名程度が一度に調理可能であること。</li> <li>・食堂内に手洗い器を設けます。</li> <li>・電子レンジ2台、冷蔵庫3台の置き場を確保し、専用コンセントを設けます。</li> <li>・食器棚、食品庫は、地震時に倒れないよう原則として作</li> </ul>

		り付けとします。扉は安易に開放しないようロック機能を設けます。
休憩室	職員が休憩に利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・靴を脱いで自由に休憩できるスペースを設けます。</li> <li>・食堂に隣接して設置します。</li> <li>・押入れを設置します。</li> <li>・召集した職員の仮眠スペースとして臨時に使用します。</li> </ul>
通信室	専用電話や一般回線の受理及び出動指令並びに無線通信を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2階に配置し、床は全体工事の中でコスト調整する前提で、免振構造のフリーアクセスを検討すること。</li> <li>・専用電話、緊急通報、一般電話の受理、出動指令、消防団召集など災害発生時の通信対応を行います。</li> <li>・出動準備室、防災室及び災害対策室に情報を送信できる設備を整備します。</li> <li>・停電に左右されないよう電力供給を必要とします。</li> <li>・通信室内に便所（洋式）1個を配置します。</li> <li>・各種発電装置の発電量、風向計などの計測値、防犯モニター及び高所カメラ映像がモニターできるようにします。</li> <li>・館内放送設備を設置します。</li> <li>・適所の防犯モニター及び玄関インターホンに対応できる設備を整備すること。</li> <li>・必要な箇所の施錠が一括管理できるようにします。</li> <li>・敷地センサーは音で覚知ができるようにします。</li> <li>・各仮眠室と直接連絡可能なインターホンを設置します。</li> </ul>
通信機械室	通信設備等の機械室として使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防、救急無線、電話交換機等の機器を設置するための室として使用します。</li> <li>・床は強度を考慮したフリーアクセスフロアとします。</li> <li>・通信室に隣接し、大型機器の入れ替えが可能な扉を設置します。</li> <li>・通信室からの出入りを可能にします。</li> <li>・停電に左右されないよう電力供給を必要とします。</li> </ul>
防災室兼会議室	職員の会議、研修に使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信室に隣接し、通信室で得た情報が把握できるよう配置します。</li> <li>・職員約40名程度が着座で会議できるスペースを確保します。</li> <li>・会議用椅子、机等の備品を収納できる収納庫を配置します。</li> <li>・パーティションで中室に分けられる構造とします。</li> <li>・応援職員の仮眠・休憩スペースとして使用します。</li> <li>・あらかじめ通信配線、電気配線のための空配管を設け将来に備えます。</li> </ul>
災害対策室兼消防団研修室	消防団、住民向け講習会などに使用します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団の研修や防災教育の普及促進、普通救命救急の講習会等の開催、など様々な目的で使用します。</li> </ul>

	受援時の災害対策室としても利用します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約80名程度が利用できるスペースを確保します。</li> <li>・スクリーン利用を考慮して、カーテンは遮光性のあるものとします。</li> <li>・放送設備、ホワイトボード、常設スクリーン及びプロジェクターを設置します。</li> <li>・パーティションで中室に分けられる構造とします。</li> <li>・受援時の災害対策室としても活用するため、停電に左右されない電話回線、インターネット接続できる環境を整備します。</li> <li>・会議用椅子、机等の備品を収納できる収納庫を配置します。</li> <li>・あらかじめ通信配線、電気配線のための空配管を設け将来に備えます。</li> </ul>
トレーニング室	職員の体力錬成に使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防職員が災害活動に従事するうえで必要な体力及び技術を鍛錬、向上させるための訓練やトレーニングを実施できる機能を有するものとします。</li> <li>・訓練、トレーニングにおいて、容易に破損しない内装とし、床面の強度及び弾力性を考慮します。</li> </ul>
更衣室	職員の衣類等を保管するとともに出勤及び退庁時に着替えを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更衣室は、男女それぞれ個別に区画された室を配置します。</li> <li>・必要職員分の施錠可能なロッカーを配置します。</li> <li>・女性更衣室は、女性専用スペース内に設けます。</li> </ul>
便所及び多機能型便所	職員、来庁者が使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人感センサー付き照明とします。</li> <li>・トイレは男女個別に各フロアに設けます。</li> <li>・多機能型便所を1階と3階に設置します。便器、手洗器は節水型自動水栓とします。</li> <li>・大便器は、全て洋式とし、温水洗浄暖房便座付きとします。</li> <li>・小便器は、センサー一体型とします。</li> <li>・各階トイレ内には清掃用具収納スペースを設けます。</li> <li>・職員専用便所は、主に仮眠室近隣のサンタリー区画とします。</li> </ul>
浴室、脱衣室 洗面所、洗濯乾燥室	職員が入浴、洗面及び歯磨き、活動服等の洗濯に使用	<p>各室とも、仮眠室に近接し、女性用は、女性専用スペース内に設けます。</p> <p>(1) 浴室、脱衣室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女各専用室を設置します。</li> <li>・職員が災害出動、訓練等により汚れた体を清潔に保つための機能を有するものとします。</li> <li>・男性用は、住宅用ユニットバス1室と住宅用ユニットシャワー1室を、女性用は住宅用ユニットバス1室を設けます。</li> <li>・湿気等による腐食しない内装とし、耐久性があり、衛生</li> </ul>

		<p>的で清掃のしやすさを考慮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な換気が確保できるような設備とします。</li> <li>・職員各個の洗面用具等の収納棚を設けます。</li> </ul> <p>(2) 洗面所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女各専用室を設置します。</li> <li>・男性用は、シンクを3層程度とし、女性用は1層程度設け、同数の水洗を設けること。</li> <li>・洗面カウンターを設け、コンセントを配置します。</li> <li>・給湯設備を設けます。</li> </ul> <p>(3) 洗濯乾燥室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脱衣所内に洗濯室を設けます。</li> <li>・洗濯パンは男性用2台、女子用1台を設けます。</li> <li>・洗濯機および乾燥機専用コンセント、アースを設けます。</li> </ul>
仮眠室	職員の仮眠室(男性16室、女性2室)とし、各個人の貸与品、衣類を収納する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性仮眠室は2階に、女性仮眠室は3階に配置します。</li> <li>・男女各専用個室を設置します。</li> <li>・出勤準備室に通じる動線は、安全かつ容易に短時間で到達できる位置に配置します。</li> <li>・遮音性に優れ、窓等開口部には遮光カーテンを設けます。</li> <li>・個室に個別のエアコンを設けます。</li> <li>・女性用専用スペース内に設置します。</li> <li>・仮眠室は掃出し窓とし、テラスに面し採光に配慮します。</li> <li>・仮眠室内に、施錠式個人ロッカー3個、布団収納スペース3個を配置します。</li> <li>・ベット下は、収納スペースを設けます。</li> <li>・扉は、開閉時に音がしないものを採用します。</li> <li>・床は、歩行時騒音の少ない材質を採用します。</li> <li>・各仮眠室と通信室又は受付から直接連絡可能なインターホンを設置します。</li> </ul>
女性専用スペース	女性職員が使用する、更衣室、便所、浴室、脱衣室、洗面所、洗濯乾燥室 仮眠室を専用のスペースとし、一つにまとめて区画する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性専用スペースへの出入り口は、暗証番号錠とします。</li> </ul>
出勤準備室	出勤に必要な資機材を保管し、防火衣等の着装を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火衣着装時における隊員相互の接触を避けるため広い着装スペースを確保します。</li> <li>・庁舎内職員と車庫を結ぶ最短の動線に配置し、オープン型のスポーツロッカー42個を配置します。</li> <li>・無線機、出勤指令書、PC等を配置できる棚、机、充電用コンセントを設けます。</li> <li>・出勤指令番地周辺が確認できる大型モニターを設けます。</li> <li>・出勤指令書又はその他の方法で指令を受ける受信設備を備えます。</li> </ul>

ポンプ室	消防用設備に必要なポンプ室を設置する。	特記事項無し
ボイラー室	厨房、給湯に使用します。	特記事項無し
電気室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎の受電、変電設備の設置場所として使用します。</li> <li>・発電設備の燃料備蓄は3日間分とし、燃料補給を行うことにより1週間の連続運転を可能とします。</li> <li>・各階幹線ルートは2重化を図り、電力供給における信頼性の向上を図ります。</li> <li>・各種発電設備のモニターを設置します。</li> </ul>
受援時厨房	複合用途に使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時の厨房及び生活改善センター員の活動として使用します。</li> <li>・圧力釜、大釜を新規設置し、現厨房機器の移設設置を行います。</li> <li>・小談話室を設けます。</li> </ul>
リネン室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮眠室ベットのシーツ、布団カバー等の保管及びシーツ等クリーニング回収箱置き場として使用します。</li> </ul>
緊急援助隊用資器材庫	緊急援助隊用備品を保管します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品保管用の堅牢な棚を設けます。</li> <li>保管する機材に応じた 棚の大きさとします。</li> <li>・車庫棟外部からの搬入口を設け、車両が容易に寄せることができるようにします。</li> </ul>

## (2) 車庫棟

諸 室	用途	補足事項
車 庫	<p>災害活動で最も重要である消防・救急車両をはじめ、各種装備品や資機材を保管する機能を有するものであり、次の条件を満たすものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害活動を安全かつ容易にでき、かつ日常の点検、清掃を行うため、前面道路と車庫との間に10メートル以上の空地スペースを設けます。</li> <li>・車庫の有効天井高さは5メートル以上確保する。</li> <li>・車両出入り口は、閉鎖時でも採光可能で、防犯、防塵、対候性に優れたスタッキングドアとし、車庫内上部を有効活用できるように配慮するとともに、出庫の際に短時間に開放できる仕様とします。</li> <li>・別表1に記載の車両等15台が駐車でき、将来の車両の増加にも対応できるスペースを確保します。</li> <li>・消防車両と内壁との有効幅員は2メートル程度確保し、出動動線を確保します。</li> <li>・排気ガスを容易にかつ、効率的に排気できるガラリ、換気装置を設けるものとします。</li> <li>・床は滑りにくい仕上げとし、適宜水勾配を設けます。</li> <li>・車庫棟内に、各資器材庫、救急除染室、乾燥室及び洗浄洗濯室を設け、各室のスラブ上は、資材を保管でき、その搬入出を容易にできる設備（ホイスト等）を設けます。</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫内にキャットウォークを設け、雨天訓練場所として利用するため、手摺りを設け適切な箇所に支点を設けます。</li> <li>・消防車両が地震等の揺れでぶつかることがない離隔距離を取ること。</li> <li>・車両の停車位置を明確にするため区画線を引きます。</li> <li>・救急車出庫のドアは、外部からのリモコン操作が可能なものとします。</li> </ul>
救急除染室	帰署後、汚染された装備や資機材の洗浄・除染を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急除染室は、救急活動における搬送者等からの感染防止を図るための機能を有し、併せて救急隊帰所後、最短距離でストレッチャー等を洗浄、消毒できるよう車庫棟内に配置します。</li> <li>・入り口ドアの開閉は、直接手で触れなくても容易に開閉できる設備とし、作業性に配慮した構造とします。</li> <li>・二層式流し台を設置します。そのうち一層は、深型で手洗い及び血液や汚物等で汚れた資機材を洗浄できるものとし、他の一層は、消毒剤を浸し、消毒できるものとし、下部には感染症廃棄物を収納できる専用の段ボール箱2個を配置できるスペースを確保します。</li> <li>・洗浄した資機材を滅菌するための前作業を行うため、作業台を設けます。</li> <li>・ストレッチャーを洗浄するスペースを設け、ホースリールにより延長可能なシャワー機能を設置します。</li> <li>・ストレッチャー洗浄部分に排水口を設けます。</li> <li>・オゾン水を用いた除染システムを用い資器材、ストレッチャーを除染するためシャワー2口、蛇口2口設置します。</li> <li>・血液、汚物等により汚染された救急服等を洗浄するための洗濯機を配置するための洗濯パン1台を設けます。</li> </ul>
洗浄洗濯室	防火衣・活動服等の洗濯に使用します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動服等を洗濯するための洗濯パン2台を設けます。</li> <li>・防火衣を洗浄するための洗い場を設け、排水口を取り付けます。</li> <li>・煤、泥等で汚れた活動服等を着装したまま利用できるシャワーユニット2台を配置します。</li> <li>・防火衣専用大型洗濯機を設けます。</li> <li>・乾燥室と隣接します。</li> </ul>
乾燥室	防火衣・衣類・資器材の乾燥に使用します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急除染室、洗浄洗濯室に隣接します。</li> <li>・防火衣を20着以上干せる堅牢なものとします。</li> </ul>
救急資器材庫	救急資器材（酸素ボンベ含む）を保管します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急除染室に隣接します。</li> <li>・換気設備を設けるなど衛生面に最大配慮した構造、内装とします。</li> <li>・薬品、その他救命処置用器具が倒落やこれによる漏れが生じることなく施錠保管できるよう配慮します。</li> <li>・堅牢な棚を設置します。</li> </ul>

消防資器材庫	消防用資器材（ホース含む）を保管します。	・物品保管用の堅牢な棚を設けます。 保管する機材に応じた棚の大きさとします。
救助資器材庫	救助資器材（潜水資器材含む）を保管します。	・物品保管用の堅牢な棚を設けます。 保管する機材に応じた棚の大きさとします。
機械器具庫兼作業室	車両装備品（季節性タイヤ含む）、船外機、作業用工具等の保管庫及び作業室として使用します。	・物品保管用の堅牢な棚を設けます。 保管する機材に応じた棚の大きさとします。 ・200Vコンセントを設置すること。 ・車庫棟外部からの搬入口を設け、車両が容易に寄せることができるようにします。 ・堅牢な作業台、空気充填用コンプレッサー、溶接機、その他工具類を保管します。 ・空気充填用コンプレッサーから鋼管で車庫内の適所（3箇所程度）に配管し、空気の取り出し口を設けます。
喫煙場所	署員が利用	・受動喫煙を防止するために必要な措置を講じた、閉鎖型特定屋外喫煙場所を適所に設置します。 ・上記資器材庫スラブ上に配置し、庁舎棟2階からも出入りできること。
ボンベ保管庫	空気ボンベ・酸素ボンベの保管を行います。	・ボンベを収納する堅牢な棚を設置します。 ・現有する移動式呼吸器用高圧エア・コンプレッサー（エンジン仕様）を保管します。
油庫	ガソリン等の油類を保管します。	・少量危険物貯蔵取扱所とし、名西消防組合火災予防条例を遵守すること。

- ※ (1) 収納棚や収納庫は、将来の収納物の増加にも対応できるよう計画します。  
(2) 地震等による収納物の落下を防ぐ処置を講じます。

別表1 配備予定車両

NO.	名 称	台 数	幅(cm)	長さ(cm)	高さ(cm)
1	高規格救急車（非常用含む）	3	1 8 9	5 6 8	2 4 9
2	水槽付き消防車	1	2 2 7	7 1 5	3 1 0
3	消防車（非常用含む）	2	1 8 9	5 9 3	2 7 9
4	救助工作車	1	2 3 4	7 5 4	3 2 1
5	指揮支援車	1	2 0 3	6 3 1	2 8 1
6	資機材搬送車	1	1 6 9	4 6 9	2 1 8
7	指揮車	1	1 6 9	4 6 5	2 0 2
8	小型ポンプ積載車	1	1 4 7	3 3 9	1 9 8
9	連絡用軽自動車	1	1 4 7	3 3 9	1 7 7
10	救急啓発車	1	2 1 1	6 4 7	2 8 0
11	ボートトレーラー	1	2 1 0	5 5 6	1 0 9
12	ファットバイク	2			
13	クロスバイク	1			

### (3) 訓練施設

諸 室	用途	補足事項
訓練棟共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各訓練棟は、全国消防救助技術大会実施要領抜粋(別添1)に示す基準に適合すると共に、アンカー等付帯設備を含めて整備します。</li> <li>・訓練棟A棟と訓練棟B棟の間にブリッジ線及び安全ネットを展張できるように設けるとともに、収納スペースも設けます。</li> <li>・訓練棟各階の出隅の要所には、欠損防止及びロープ等の損傷防止のため、コーナーガード等の金属製保護材を設け、階段は、すべり止めの措置を講じ、手すりを設けます。</li> <li>・救助施設側前面は、訓練に必要な空地を確保します。</li> <li>・各訓練の棟屋上部に強固な支点を設けること。</li> <li>・必要に応じ照明設備を設けます。</li> </ul>
訓練棟主塔 (A棟)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として高さ17メートル、塔屋3mを確保します。</li> <li>・訓練棟各階の開口部上部及び要所にアンカーを設けます。</li> <li>・登はん訓練で使用する壁面は、フレキシブルボード張りとし、補修交換が容易にできる構造とします。</li> <li>・壁面に電動ホースリフター付きのホースタワーを付帯します。</li> <li>・壁面は、登はん訓練、降下ができる壁とし、はしごを設けます。</li> <li>・1階の1面に水圧解錠シャッターを設けます。</li> <li>・1階に屋内消火栓を設け、訓練棟外部からポンプ車による送水が可能な構造とします。</li> <li>・高層階対応訓練用連結送水管及び消火訓練室(防水仕様)を設けます。</li> <li>・消火訓練室は、燃焼実験等に使用できる耐熱性に優れた構造とします。</li> <li>・2階以上の階の室に、可動式パーティションを設置し、区画設定が可能な施設とします。</li> <li>・2階以上の階にベランダ及び開口部を設置し、三連はしご及び鍵付きはしごを利用した訓練が実施できるよう、十分な強度を有した構造にします。</li> <li>・開口部上部及び要所にアンカーを設けます。</li> <li>・立坑訓練用スペースを設けます。</li> <li>・各階及び各室には、防水処理及び防かび対策を施します。</li> <li>・各室は排水機能を有した床面にし、防火水槽へ貯水できる構造とします。</li> <li>・立坑(マンホール)、横坑訓練用に煙道を設けます。</li> <li>・主塔最上階に、無線用機械室を設け100Vコンセント、非常用コンセント、通信室までの空配管、換気口を設けます。</li> </ul>
訓練棟副棟 (B棟)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として高さ7m、塔屋3mを確保します。</li> <li>・屋外階段は滑り止めの措置を講じ、手摺りを設けます。</li> <li>・開口部上部及び要所にアンカーを設けます。</li> <li>・副棟は、庁舎の一部を利用することも可能とします。この場合、次の事項は、庁舎又は主塔に備えることも可能とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・垂直壁、擬岩の急斜面のもたれ壁(一部オーバーハング)等から構成します。</li> <li>・1階に救助資機材庫を設けます。</li> </ul> </li> <li>・消防活動の基本、応用訓練と放水訓練ができるスペースを確保します。</li> <li>・鉄塔、電柱上等多種多様な訓練が実施できる施設とします。</li> </ul>

屋外訓練場 放水膜		<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団操法訓練が実施できるスペースを確保します。</li> <li>・操法訓練の放水的後方には容易に取外し可能な放水膜を設置し、周囲に水が飛散しない構造及び排水溝を設置します。</li> <li>・張込み救助訓練等が実施可能な適切な場所に強固なアンカーを設けます。</li> <li>・必要に応じ照明設備を設けます。</li> </ul>
--------------	--	---

#### (4) 付帯施設

諸 室	用途	補足事項
防火水槽	消防用水、訓練用水や緊急時の飲料水以外として利用します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40立方メートル以上の容積を確保し、標識を設けます。</li> <li>・車が容易に近づくことができ、訓練及び災害出動動線に配慮した場所に配置します。</li> <li>・取水口は、立上げ管と有蓋式とし、蓋の大きさは潜水訓練に利用できる大きさとしします。</li> <li>・車が容易に近づけることができ訓練及び災害出動動線に配慮した場所に配置します。</li> </ul>
自家用発電機	災害時の事業継続のため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電設備の燃料備蓄は3日間分とし、燃料補給を行うことにより1週間の連続運転を可能とします。</li> <li>・車庫棟又は庁舎上に設置するなど浸水対策を行います。</li> </ul>
飲料水用貯水槽	災害時の事業継続のため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の飲料水確保のため飲料水兼用型貯水槽を設置し1週間分の飲料水を確保します。</li> <li>・車庫棟又は庁舎上に設置するなど浸水対策を行います。</li> </ul>
自家用給油取扱所	災害時の事業継続のため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時、公用車の燃料を確保するため設置します。</li> </ul>
無線塔	無線アンテナを設置します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練棟屋上に設置し、高所カメラの設置場所としても利用します。</li> <li>・風力計、雨量計、気温・湿度計など計測機器の設置場所としても利用します。</li> <li>・ヘリコプター離発着場に支障ない高さとしします。</li> </ul>
駐輪場	職員・来庁者兼用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2輪車10台程度が駐車可能な屋根付き駐輪場（職員用と来客用を兼用。）を設けます。</li> </ul>
職員駐車場	職員・関係者駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎西側又は北側に配置し、40台以上の駐車を可能とします。</li> <li>・庁舎北側の来庁者用駐車場とは、移動式ポール等で区画します。</li> </ul>

来庁者駐車場	来庁者用駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎東側又は北側に配置し、20台以上の駐車を可能とします。</li> </ul>
ホースタワー	ホースの乾燥用ハンガーとして使用します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練棟A棟壁面に設置します。</li> <li>・電動のホースリフターを用いたハンガー式を原則とし、一度に30本程度のホースを吊るすことができる構造とします。</li> <li>・下部にホースを洗浄する洗い場を設けます。</li> <li>・運転時の騒音やホース乾燥時に風等による影響が発生しにくい構造とします。</li> <li>・長期間の使用に耐えうる部材等を使用します。</li> </ul>
ゴミ置場		<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別したゴミを収容できるごみ集積所（ゴミストッカー）を設けます。収集車が近くまで寄り付ける位置に配置します。</li> </ul>
ヘリコプター離発着場		<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐荷重5,000キログラム以上の離発着場を庁舎屋上に設置し、夜間照明等必要な設備を整備すること。（オイルトラップ、転落防止用柵及びネット、消火設備）</li> <li>・3階から屋上離発着場へは、ストレッチャーの移動が容易にできるよう屋外スロープを設置します。</li> <li>・スロープは、すべり止めの措置を講じ、手すりを設けます。</li> </ul>
国旗等掲揚塔		<ul style="list-style-type: none"> <li>・名西消防章旗、国旗の掲揚を行います。</li> </ul>
出勤・案内掲示板		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急出勤時に道路通行車両等へ注意喚起及び平時の各種予防啓発を行うため、文字及び音声表示等による表示設備を設置します。</li> </ul>
井戸（さく泉）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火水槽付近及び消防団操法訓練場所付近に設けます。</li> </ul>
消火栓		<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な位置に消火栓を配置します。</li> </ul>
避雷針		特記事項なし
高所カメラ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の望楼を目的に訓練棟上部に設置します。</li> <li>・通信室、防災室及び災害対策室でモニターします。</li> </ul>

## 6 庁舎以外の考え方

- (1) 前面道路と車庫との間の空地スペースは重量車両の車庫入れや切り返しに耐えうる仕様とし、若干の勾配をとり、雨水が滞留しないようにします。また、洗車のための排水設備及びオイルトラップを設けます。
- (2) 消防団操法訓練に使用するスペースの敷地は努めて水平とします。
- (3) 敷地南側以外は、転落防止用のフェンス等で囲います。
- (4) 散水栓を適宜設けます。
- (5) 夜間敷地内への出入りを把握するためのセンサーを設置します。
- (6) 必要な箇所に防犯カメラを設置します。
- (7) 神山消防署管内での緊急時には、神山消防署の次の業務を遠隔で実施できるよう整備します。
  - ア 一般電話の受信
  - イ 玄関インターホンの対応
  - ウ 防犯カメラ
- (8) 現庁舎に整備している次の設備について、当組合が指定する業者と協議し、空配管の設置、点検口、発電機等重量物の基礎工事等DB事業者が施工すること。

設 備	設置場所	
石井町防災無線用遠隔装置	通信室	
徳島県総合情報通信ネットワークシステム（別紙資料のとおり）	訓練棟上・機械室 通信室 機械室(通信室) 車庫・庁舎上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンテナ・関連機器（通信室までの空配管を埋設し、点検口を適所に設けます。</li> <li>・通信装置</li> <li>・関連機器</li> <li>・非常用発電機（他と兼用不可） 動荷重約830kg（静荷重790kg）</li> </ul>
新童学寺トンネル用非常用モニター盤	通信室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50cm（たて）×35cm（横）×20cm（奥行） 通信室壁面に設置</li> </ul>
消防救急デジタル無線 （名西消防活動波） （別紙資料のとおり）	通信室 機械室(通信室) 車庫・庁舎上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信装置</li> <li>・停電に左右されないよう電力供給を2系統必要とします。</li> <li>・庁舎屋上から通信室までの空配管を設けること</li> </ul>
消防デジタル無線 （統制波・主運用波）	通信室 機械室(通信室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信装置</li> <li>・停電に左右されないよう電力供給を2系統必要とします。</li> </ul>
非常用発電機	車庫・庁舎上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約450kg</li> <li>・必要箇所までの空配管を設けること</li> </ul>